

* 介護予防・日常生活支援総合事業のご案内 *

●介護予防・日常生活支援総合事業とは？

介護予防・日常生活支援総合事業は、65 歳以上の全ての人を対象とした、町が行う介護予防事業です。介護保険の認定を受けていなくても一人ひとりの生活に合わせた柔軟なサービスを利用する事ができます。

●介護予防・日常生活支援総合事業の種類は？

介護予防・日常生活支援総合事業には、要支援1・2の認定を受けた人や基本チェックリストにより生活機能の低下が見られた人が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65 歳以上の全ての人が利用できる「一般介護予防事業」があります。

○介護予防・生活支援サービス事業

「訪問型サービス」と「通所型サービス」があります。

今後は、住民主体の支援なども含めた多様なサービスの提供を検討しています。

【訪問型サービス】

介護事業者による食事・入浴の介助などの身体介護や掃除・調理などの生活援助。

民間企業やボランティア、住民主体による生活援助。

【通所型サービス】

介護事業者によるデイサービスセンターなどでの食事や入浴の介助、レクリエーションなど日常生活上の支援や機能訓練、ボランティアによるミニデイサービスなど。

○一般介護予防事業

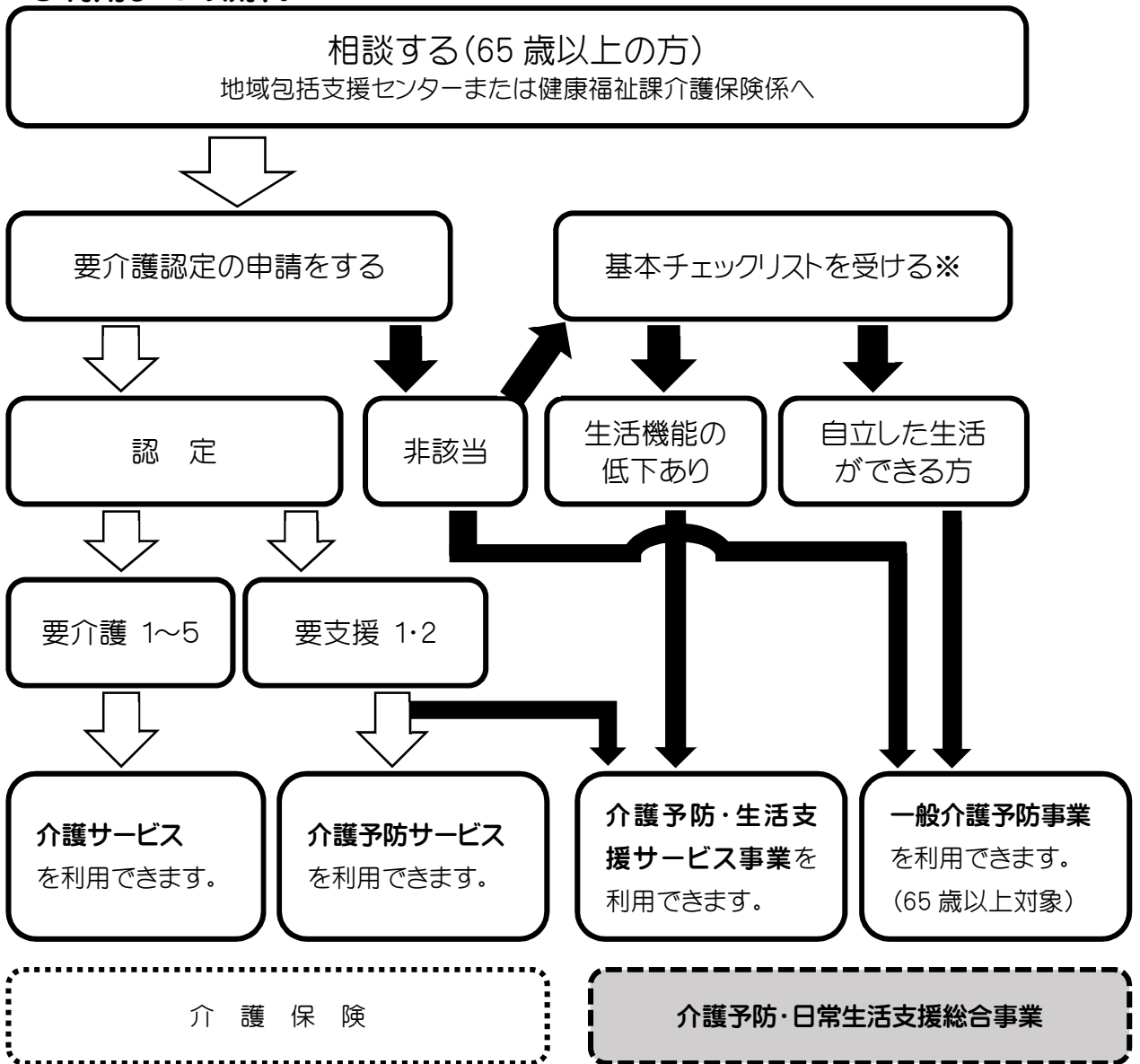
65 歳以上の全ての人が利用できるサービスで、介護予防に関する各種講座などを行います。

- ・いきいき貯筋倶楽部
- ・はつらつ元気倶楽部
- ・吹矢教室
- ・健康力アップ講座
- ・ゆったりヨガ教室
- ・健康座談会 等

※各種教室等への参加のご案内は、回覧等でお知らせします。



●利用までの流れ



※基本チェックリストとは、25の質問項目で日常生活に必要な機能が低下していないかを調べます。介護予防・生活支援サービス事業のみを希望する場合には、基本チェックリストによる判定で、サービスを利用できます。

●介護予防・生活支援サービス 利用料の目安 (自己負担 1割の場合)

【訪問型サービス】

- 週1回利用の場合：1, 176円/月
- 週2回利用の場合：2, 349円/月
- 週3回利用の場合：3, 727円/月 (要支援2のみ)

【通所型サービス】

- 週1回利用の場合：1, 672円/月
- 週2回利用の場合：3, 428円/月 (要支援2のみ)

※その他加算や例外的な料金もあります。また、制度改正等で料金が
変わる場合がありますので、ご了承ください。



【問合せ先】

松崎町地域包括支援センター
松崎町健康福祉課介護保険係
電話:0558-42-3966